

認証工場の設備を活用した解体業の許可取得
(標準作業書の作成方法)

平成16年6月

社団法人日本自動車整備振興会連合会

目 次

.作成に当たっての基本方針	2
.解体業の許可申請に係る標準作業書の記載例	4
.作成に当たっての留意点	2 1

I. 作成に当たっての基本方針

解体業の許可申請者が、環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を「標準作業書」として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知するよう定められている。(規則第57条第2号)

整備工場が解体業の許可申請を行うため、既存の認証設備を活用して「標準作業書」を作成する場合の条件として、ここでは次の設定条件を定め、始めに記載例を掲載するとともに、設定条件以外の記載例があればその方法も合わせて掲載し、また、後半に記載項目ごとの留意点をまとめて掲載しているので、これらを参考に申請する当該工場にあった条件の内容で「標準作業書」を作成する。

[標準作業書記載例に設定した整備工場]

使用済又は解体自動車の保管場所	
解体業の許可の基準 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 第57条第1号(要約)	設定した整備工場の条件
<ul style="list-style-type: none">解体作業場以外の場所に使用済自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止するための囲いが周囲に設けられ、かつ、保管区域が明確にされた場所とする。廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合には、これらの地下浸透及び外部流出を防止するため、床面は鉄筋コンクリート舗装等の措置をとり、かつ、油水分離装置及びこれに接続された排水溝の設置が必要。	<ul style="list-style-type: none">整備工場全体に他人の侵入を防止するための囲いが設けられ、保管区域を明確にしている。廃油、廃液の地下浸透及び外部流出防止のため、整備工場の敷地全体がコンクリート舗装され、油水分離装置等が設置されてる。

使用済自動車を解体するための施設	
解体業の許可の基準 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 第57条第1号(要約)	設定した整備工場の条件
<p>① 燃料抜き取り場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体作業場以外に使用済自動車から燃料を抜き取る場所を設ける場合には、燃料の地下浸透及び外部流失を防止するため、床面は鉄筋コンクリート舗装等の措置をとり、かつ、ため枘等の装置の設置及びこれに接続された排水溝の設置が必要。 <p>② 解体作業場</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート舗装等の措置が必要。 廃油の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝の設置が必要。 雨水に伴って廃油、廃液が流出しないように屋根、覆いその他雨水が床面にかからないようにするための設備が必要。 <p>③ 取り外した部品を保管するための設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体作業場以外の場所で、取り外した部品のうち廃油、廃液の漏出するおそれのあるものを保管する場合には、廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート舗装等の措置が必要。 	<p>① 燃料抜き取り場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備工場で使用済自動車から燃料の抜き取りを行う場合は、整備作業場(解体作業場)で行うことが想定されるため、床面がコンクリート舗装され、また、油水分離装置が設置されている。 <p>② 解体作業場(整備作業場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証工場の整備作業場の床面は、認証基準に基づき平滑に舗装されている。 整備工場には、条例等に基づき油水分離装置が設置されている。 整備工場は認証基準で屋内作業場を有することになっていることから、屋根等は設置されている。 <p>③ 取り外した部品を保管するための設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根付の保管場所を確保し、床面はコンクリート舗装がされている。

◎表 紙

Ⅱ．解体業の許可申請に係る標準作業書の記載例

標準作業書を作成するための記載例を掲載項目ごとに掲載。

標 準 作 業 書

〇〇自動車整備工場

平成〇〇年〇月〇日 制定

1. フローチャート(処理の流れ)
2. 事業場の配置図
3. 使用済自動車の運搬の方法
 - (1) 自社車両による運搬
 - (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託
4. 使用済み自動車の保管
 - (1) 保管場所の範囲の明確化
 - (2) 保管の方法
5. 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
 - (1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法
 - (2) 燃料(ガソリン、軽油)の回収・保管・処理の方法
 - (3) 各種オイルの回収・保管・処理の方法
 - (4) 冷却液(LLC)の回収と保管の方法
 - (5) ウォッシャー液の回収と保管の方法
 - (6) 降雨前対策
 - (7) 燃料等が漏出した際に講じる措置
 - (8) 廃油及び廃液の処理
 - (9) 回収機の維持管理
6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法
 - (1) 油水分離装置の管理
 - (2) ためます等の管理
7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法
 - (1) バッテリー(鉛蓄電池)の回収・保管
 - (2) 廃タイヤの回収・保管・処理
 - (3) エアバック類の回収・保管・処理
 - (4) 有用部品等の回収と保管
 - (5) その他
 - (6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合

8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

- (1) 保守点検計画
- (2) 事故時の対応

9. 火災予防上の措置

- (1) 危険物への対応
- (2) 高圧ガスへの対応
- (3) 労働安全衛生法への対応
- (4) 緊急通報体制
- (5) 従業員への周知・教育・訓練

10. 解体自動車の保管の方法

- (1) 保管場所の範囲の明確化
- (2) 保管の方法

11. 解体自動車の運搬の方法

- (1) 自社車両による運搬
- (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

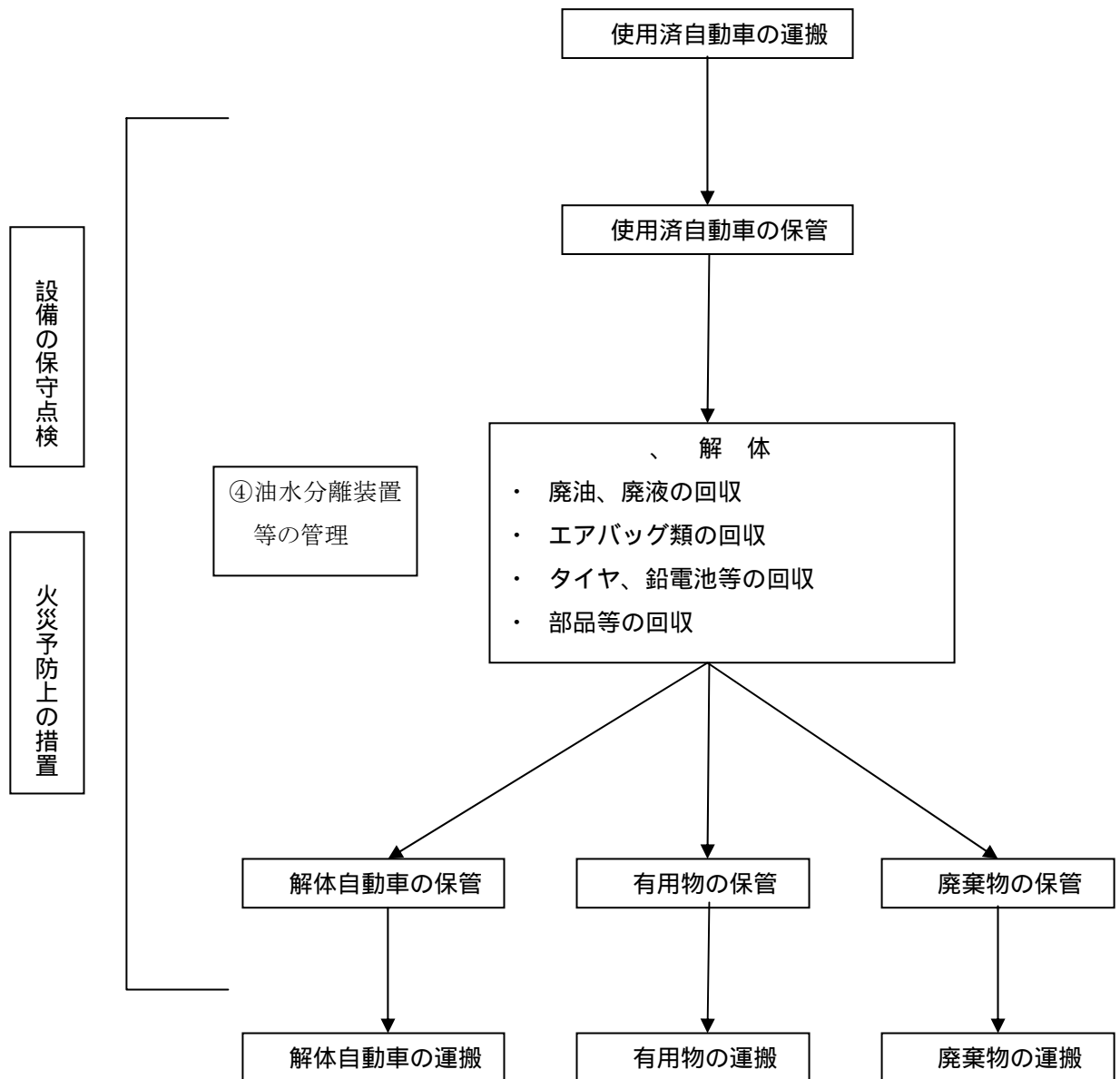
この標準作業書は、事業所内に常備し、従業員に周知を徹底するものとする。

1. フローチャート(処理の流れ)

フローチャート ●

留意点についてはP21参照

①～⑨は標準作業書の記載事項を示す。

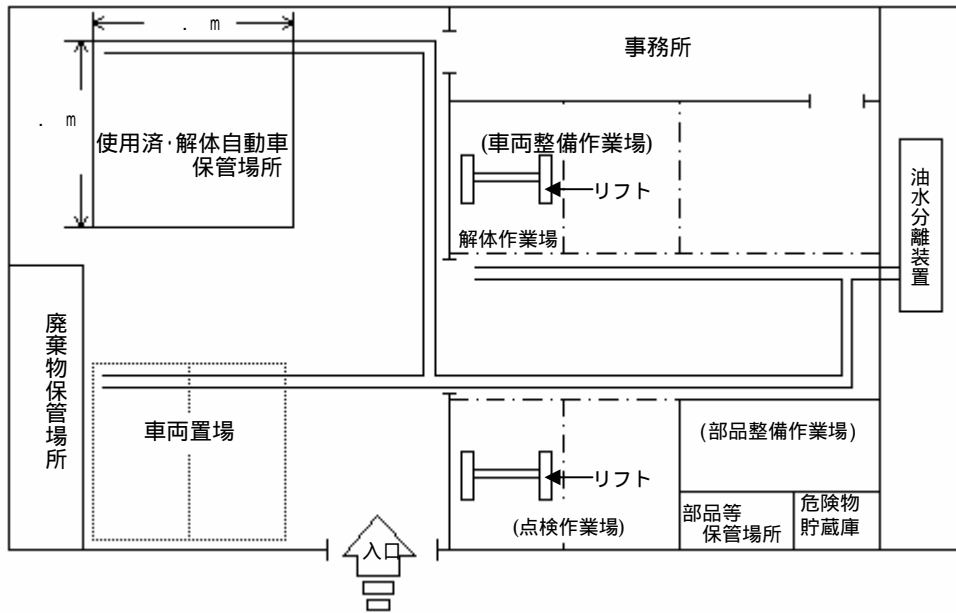


2. 事業場の配置図

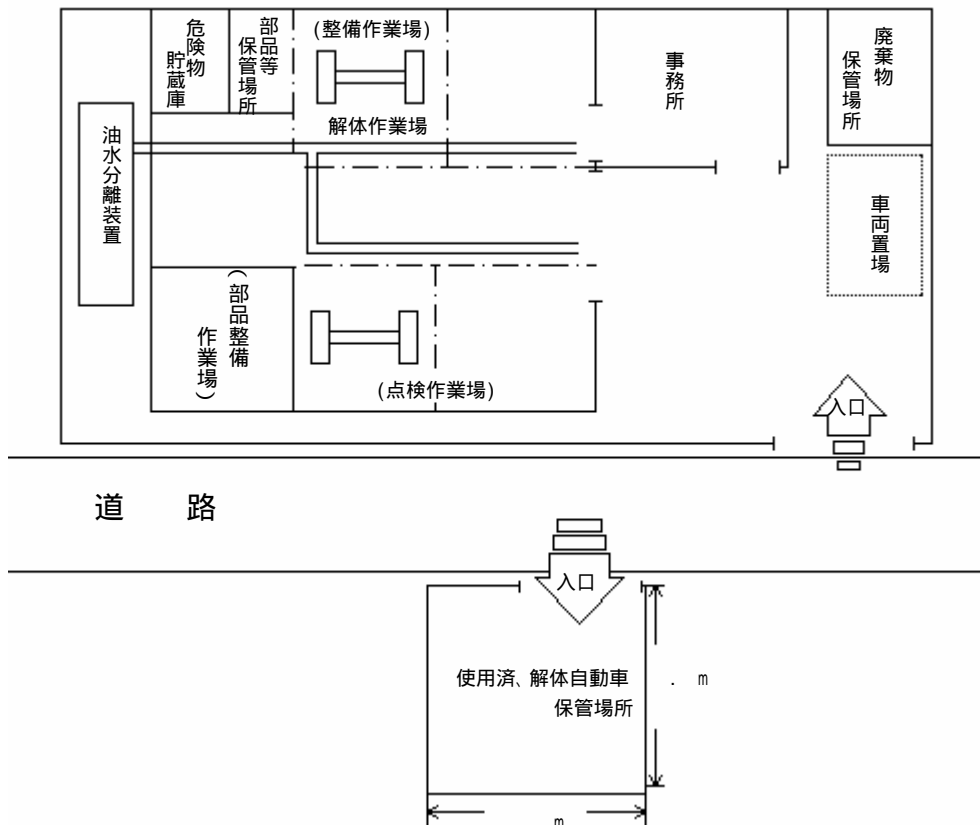
事業場の配置図 ●
 (認証申請時の図面を活用)

留意点については P21 参照

(例1) 同一敷地内で保管、解体作業を行う場合



(例2) 保管場所が別にある場合



3. 使用済自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬 ●

留意点についてはP21参照

① 自社車両を使用し運搬する。使用車両は以下のとおり。

使用車種	最大積載量	登録番号
レッカー車	4t	〇〇さ〇〇〇〇



② 収集運搬基準の遵守

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

設定条件以外の記載例

◎ユーザー自ら使用済自動車を自社に持ち込む。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 ●

留意点についてはP23参照

使用済自動車の当社への運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託契約する。

地域	委託業者名	許可番号
〇〇市からの運搬	△△興行	××××
□□市からの運搬	〇〇運輸	****

4. 使用済自動車の保管

(1) 保管場所の範囲の明確化 ●

留意点については P24 参照

- ① 保管場所は、事業場の配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の地面に白線等を引いて、保管場所の範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇m²

(2) 保管の方法 ●

留意点については P26 参照

- ① 使用済自動車の最大保管量は〇〇台とし、積み重ねはしない。

保管場所の写真を添付

設定条件以外の記載例

- ◎トラック等大型車を保管する場合
 - ・平置きで保管する。
- ◎屋外に保管場所を設ける場合
 - ・保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとする。
 - ・積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。
- ◎保管場所の床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車を保管する場合
 - ・保管場所には鉄筋コンクリートの床面や油水分離槽などは設けないが、老朽や事故車など、廃油・廃液の漏出するおそれがある車両は、直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所での廃油・廃液が漏れないように適切に処置した上で保管する。
- ◎保管場所の床面の厚さが15cm以下の場合
 - ・保守点検を確実にを行い、ひび割れ等が見つかった場合は直ちに補修する。
 - ・重機を用いる場合は、鉄板を敷く。

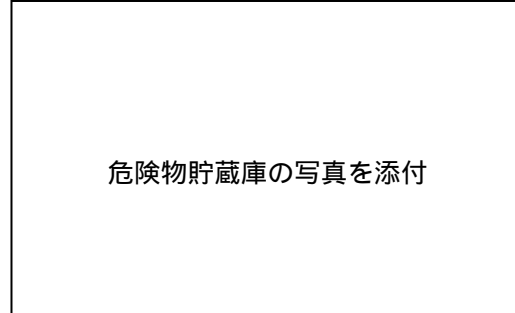
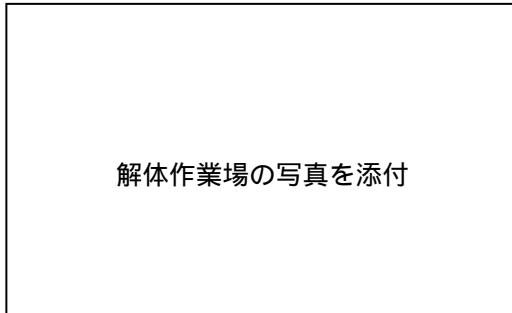
5. 廃油及び廃液の回収・事業所からの流出の防止及び保管の方法 ●

留意点についてはP27参照

(1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法 ●

留意点についてはP28参照

事業場の配置図参照



(2) 燃料(ガソリン、軽油)の回収・保管・処理の方法 ●

留意点についてはP28参照

- ① 燃料タンクのドレンボルトを緩め、燃料を抜き取る。
 - ・ドレンボルトがない車両は、燃料ポンプを外し、燃料を抜き取る。
 - ・燃料ポンプを外せない車両は、タンクに穴を開けるかタンクを降ろし抜き取る。
- ② 燃料タンクから燃料が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。
- ③ 受け皿の燃料は、専用の回収缶に回収し、危険物保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。この際、ドラム缶(タンク)のフタを確実に締めたことを確認する。
- ④ ガソリンと軽油は別々に回収し、保管するドラム缶にはガソリン・軽油の表記を確実に行う。
- ⑤ 燃料が床面に飛散した場合には、直ちにウエスでふき取る。
- ⑥ 燃料は自社消費する。

(3) 各種オイル(フルード)の回収・保管・処理の方法 ●

留意点についてはP29参照

- ① 車両の下に、廃油の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。
- ② 回収するオイルのドレンボルトを緩め、自然落下等によりオイルを抜き取る。パワーステアリングのオイルは、エンジンルームのオイルタンクから抜き取る。

オイルの種類	回収方法・時間
エンジン	自然落下〇〇分
ミッション	
デフ	
ブレーキ	
クラッチ	
パワステ	ホースの切断またはオイルタンクからスポイト等で抜き取る

- ③ オイルが十分に抜けたことを確認し、各ドレンボルトを締める。

- ④ 危険物保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。
- ⑤ オイルが床面に飛散した場合には、ウエスでふき取る。

(4) 冷却液(LLC)の回収と保管の方法

- ① ラジエータの下に、廃液の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。
- ② ラジエータのドレンボルトを外し、自然落下により冷却液を抜き取る。
- ③ 冷却液が十分に抜けたことを確認し、ドレンボルトを締める。
- ④ 保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。
- ⑤ 冷却液が床面に飛散した場合には、ウエスでふき取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム缶に移す。

(5) ウォッシャー液の回収と保管の方法

- ① ウォッシャー液タンクの下に、廃液の飛散対策用受け皿及び回収容器を置く。
- ② タンクの配管を外し、自然落下によりウォッシャー液を抜き取る。
- ③ 保管場所にある最大保管量〇〇リットルの専用のドラム缶(タンク)に移し保管する。
- ④ ウォッシャー液が床面に飛散した場合には、ウエスでふき取り、受け皿等に絞り出し、上記ドラム缶に移す。

(6) 降雨前対策

- ① 降雨前には、ためますに溜まっている燃料を除去する。
- ② 台風や警報など大雨前には、油水分離装置に溜まっている廃油等を除去する。

(7) 燃料等が漏出した際に講じる措置

燃料等が床面に漏出した場合は、ウエスで速やかに拭きとり、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

(8) 廃油及び廃液の処理 ●

留意点についてはP29参照

- ・廃油・廃液ともに、再利用しない場合には廃棄物処理法に従い、産業廃棄物として適正に処理を委託する。
- ・おおむね週〇回、産業廃棄物収集運搬業者に引き渡す。

委託処理業者

業 種	委託業者名	許可番号
収集運搬業者	〇〇環境	××××
中間処理業者	(有)△△興産	* * * *

設定条件以外の記載例

◎油水分離装置、排水溝がない場合

- ・作業終了後は床面を点検し、オイル類は必ず拭き取っておく。
- ・清掃には水を用いない。
- ・廃油・廃液が床面に漏出した場合は、ウエスで直ちに拭き取り、ウエスを専用のドラム缶で保管する。

(9) 回収機の維持管理

回収機にトラブルが発生した場合は工場責任者が納入業者〇〇社に連絡し速やかに復旧対策をとる。

6. 油水分離槽及びためます等の管理の方法

(1) 油水分離槽の管理

留意点についてはP29参照

- ・槽の上には、物を置かない。
- ・各槽に吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。
- ・毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。
- ・最終槽に油膜が見られる場合には、全ての吸着マットを交換し、必要に応じてひしゃく等で廃油を専用のドラム缶に回収する。
- ・廃油、汚泥は、月に〇回引き抜き、産業廃棄物処理業に処理を委託する。

委託処理業者

業種	委託業者名	許可番号
産業廃棄物処理業	〇〇清掃(株)	*****

油水分離槽の写真

(2) ためます等の管理

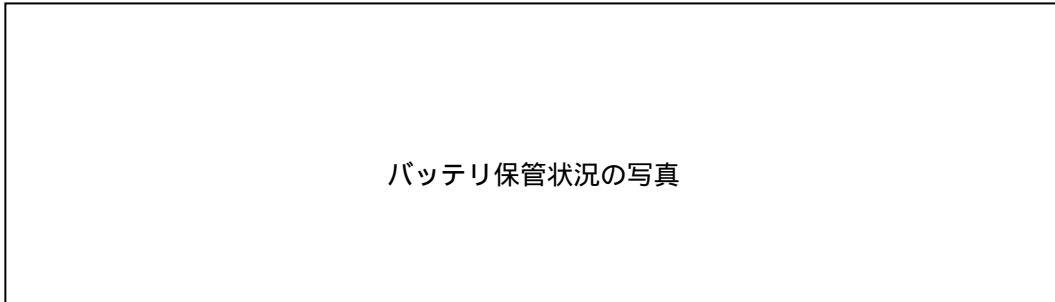
留意点についてはP29参照

- ・1日の作業が終了した後、ためますに設置した燃料回収容器から専用のドラム缶に移しかえる。

ためます等の写真

7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法 ● 留意点については P30 参照

(1) バッテリ(鉛蓄電池)の回収・保管 ● 留意点については P31 参照
 専用の入れ物に保管し、規定の数量に達したら業者〇〇〇〇に引き渡す。



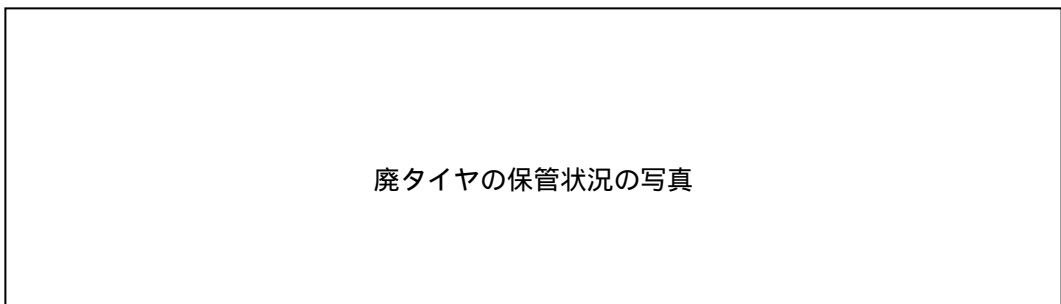
バッテリー保管状況の写真

(2) 廃タイヤの回収・保管・処理 ● 留意点については P31 参照

① 廃タイヤをインパクトレンチ等で取り外し、廃タイヤ保管場所で保管し、保管上限量に達した段階で産業廃棄物処理業者へ処理委託する。

委託処理業者

業 種	委託業者名	許可番号
収集運搬業者	〇〇環境	××××
中間処理業者	(有)△△興産	****



廃タイヤの保管状況の写真

② 利用可能なタイヤについては、顧客等に販売する。

設定条件以外の記載例

◎タイヤを屋外に保管する場合

- ・蚊の発生源とならないようシートで覆いをする。

(3) エアバッグ類の回収・保管・処理 ●

留意点については P31 参照

◎インフレーター回収の場合

- ・すべてのエアバッグ類について、「引取基準」に従い、インフレーターを回収する。

◎車上作動処理の場合

- ・自動車メーカーからの委託内容に沿って処理する。
- ・車上作動処理は建物内で行い、音が漏れないように配慮する。

車上展開の写真を添付

(4) 有用部品等の回収・保管 ●

留意点については P31 参照

- ① バンパー、ボンネット、室内パネル、シート、ライト、エンジン、ミッション、足回り等を手作業により取り外す。又は、部品購入の依頼があれば、当社の監督の下、顧客が取り外し販売する。
- ② 車両に室内照明用蛍光灯が使用されている場合は蛍光灯を取り外し、産業廃棄物として適正に処理する。
- ③ 回収された有用部品は、専用コンテナ等に入れ、保管場所に搬送し保管する。注文に応じて販売するが、棚卸しでデッドストックとなった部品は、産業廃棄物として適正に処理する。

委託処理業者

業 種	委託業者名	許可番号
収集運搬業者	〇〇環境	×××××
中間処理業者	(有)△△興産	****

有用部品の保管状況の写真を添付

(5) その他 ●

留意点については P34 参照

- ① 車載用LPGボンベは取外し、処理業者に引渡す。
- ② 蛍光管は破損しないよう取外し、保管する。

委託処理業者

業 種	委託業者名	許可番号
収集運搬業者	〇〇環境	××××
中間処理業者	(有)△△興産	****

(6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合 ●

留意点については P35 参照

・〇〇については、産業廃棄物処理基準に従い、自ら処理する。

8. 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

(1) 保守点検計画 ●

留意点については P35 参照

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
1. 囲い等	①破損の有無 ②施錠の適否	1回/月 毎日(作業終了時)	
2. 床面	①ひび割れの有無 ②鉄板溶接部の隙間の有無 ③油膜の有無	毎日(始業時)	①直ちに補修 ②直ちに補修 ③直ちに除去
3. 油水分離槽	①流末排水溝での油膜の有無 ②堆積物の量 ③降雨予想時の廃油の抜取り確認	①随時 ②1回/週(金曜日) ③降雨予想時ごと	
4. 排水溝	①破損の有無 ②ごみ・異物の撤去	1回/週(金曜日)	①直ちに補修
5. ためます	①破損の有無 ②貯留量の確認	1回/週(金曜日)	①直ちに補修 ②適宜汲み取る
6. 保管場所 解体作業場 油抜取場所	①油・液の漏れの有無 ②ボウフラの発生の有無 ③屋根、覆い、囲い、壁等の破損の有無	①毎日(終業時) ②1回/2週 (第2・第4月曜日) (5~9月期) ③1回/月 (第2月曜日)	①直ちに除去 ②薬剤散布 ③直ちに応急修理後、必要に応じて本格補修

(2) 事故時の対応 ●

留意点については P36 参照

廃油・廃液の場外への流出を確認した場合は、直ちに作業を中止し、関係行政機関に通報するとともに、土嚢等により流出箇所を閉鎖し、流出廃油等の拡散を防ぐため、オガクズ、ウエス、オイルマットにより、流出廃油等を回収する。

連絡体制については「9. 火災予防上の措置」(P18参照)の体制図を準用する。

9. 火災予防上の措置

(1) 危険物への対応 ●

留意点については P36 参照

① 回収した燃料等(ガソリン、軽油、廃油)は消防法、市町村火災予防条例に従い、貯蔵・取扱いを行う。

② 管理者の選任

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。(いずれかを記入)

・危険物保安監督者:○○○○○

・危険物管理責任者:○○○○○

③ 消火器の設置場所、本数等

設置本数:○本

(消火器の配置図)

消火器の状況の写真を添付

④ 危険物の貯蔵・取扱い

自動車の解体作業では、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行なう。

(2) 高圧ガス保安法への対応 ●

留意点については P37 参照

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業を行う場合は、高圧ガス保安法の「貯蔵方法の技術上の基準」及び「その他消費の技術上の基準」に従って貯蔵・消費を行う。

(3) 労働安全衛生法への対応 ●

留意点については P39 参照

アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合

作業主任者:○○○○

(4) 緊急通報体制 ●

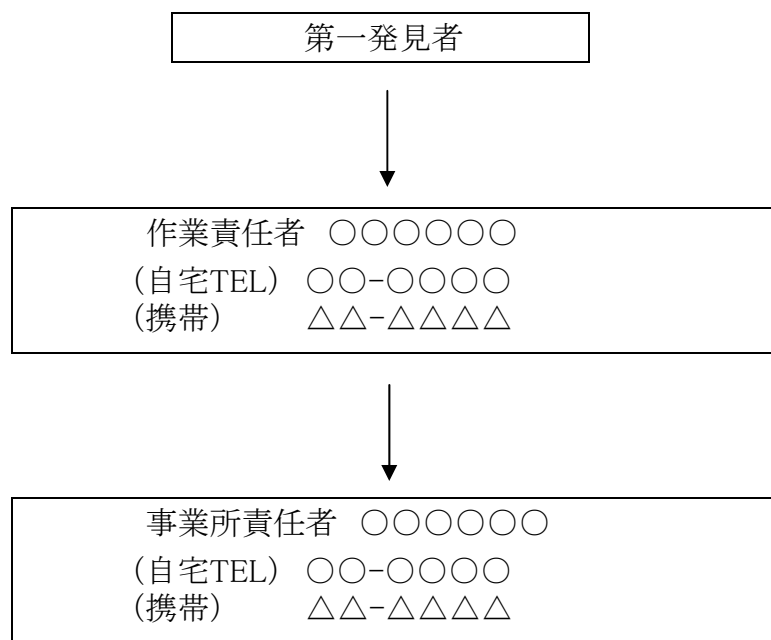
留意点についてはP39参照

火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見やすい場所に掲げる。

また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。

(例) 緊急連絡体制図

(電話番号を記載する)



(5) 従業員への周知・教育・訓練 ●

留意点についてはP39参照

① 危険物の取扱、高圧ガスの取扱等について従業員全員が理解・実践できるよう年○○回、周知・教育を実施する。

緊急時における措置について年1回(○月)訓練を行う。

② 周知・教育項目

- ・ガソリン、軽油等危険物に関する基礎知識と取扱い
- ・アセチレン、酸素等高圧ガスに関する基礎知識と取扱い
- ・危険物施設、高圧ガス施設の運転・操作方法
- ・消火器等消火設備の取扱方法
- ・緊急時(火災時)の対応方法

10. 解体自動車の保管の方法

(1) 保管場所の範囲の明確化 ●

留意点についてはP39参照

- ① 保管場所は、事業場の配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の地面に白線等を引いて、保管場所の範囲を明確化する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇m²

(2) 保管の方法 ●

留意点についてはP39参照

- ① 解体自動車の最大保管量は〇〇台とし、積み重ねはしない。

保管場所の写真を添付

設定条件以外の記載例

◎トラック等大型車を保管する場合

- ・平置きで保管する。

◎屋外に保管場所を設けてる場合

- ・圧縮していない解体自動車を保管する場合は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み3mまで、その内側では3段積み4.5mまでとする。
- ・圧縮後の解体自動車については、50%勾配以内にて積み上げ、最大高さは〇mとする。

11. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬 ●

留意点についてはP40参照

- ① 解体自動車の運搬車両への積み降ろしは、フォークリフトにより行い、当社事業場及び破砕事業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。

使用車種	最大積載量	登録番号
平ボディ車	2t	〇〇あ〇〇〇〇

車両の写真を添付

- ② 運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 ●

留意点についてはP40参照

解体自動車の当社からの運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託契約する。

地域	委託業者名	許可番号
〇〇市からの運搬	△△興行	××××
□□市からの運搬	〇〇運輸	****

作成に当たっての留意点

標準作業書を作成する上での留意点を記載項目ごとに掲載する。

目次 ●

記載例については P7 参照

◎標準作業書に記載すべき項目が網羅されていることがわかる目次を記載すること

1. フローチャート(処理の流れ) ●

記載例については P7 参照

(1) 標準作業書に必要な項目の ~ をすべて盛り込むこと。

- ①使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- ②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- ③使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)
- ④油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
- ⑤使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理方法
- ⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- ⑦使用済自動車又は解体自動車の運搬の方法
- ⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨火災予防上の措置

2. 事業場の配置図 ●

記載例については P8 参照

- (1) 平成16年12月31日以前に引取った使用済自動車は現行の廃棄物処理法及びフロン回収破壊法にそって処理をし、平成17年1月1日以降に引取った使用済自動車はリサイクル法にそって処理を行うことから各使用済自動車は分けて保管すること。また、平成16年12月31日以前に引き取った使用済自動車は、早急に処理すること。
- (2) 配置図の作成には認証取得時の書類を活用して作成する。

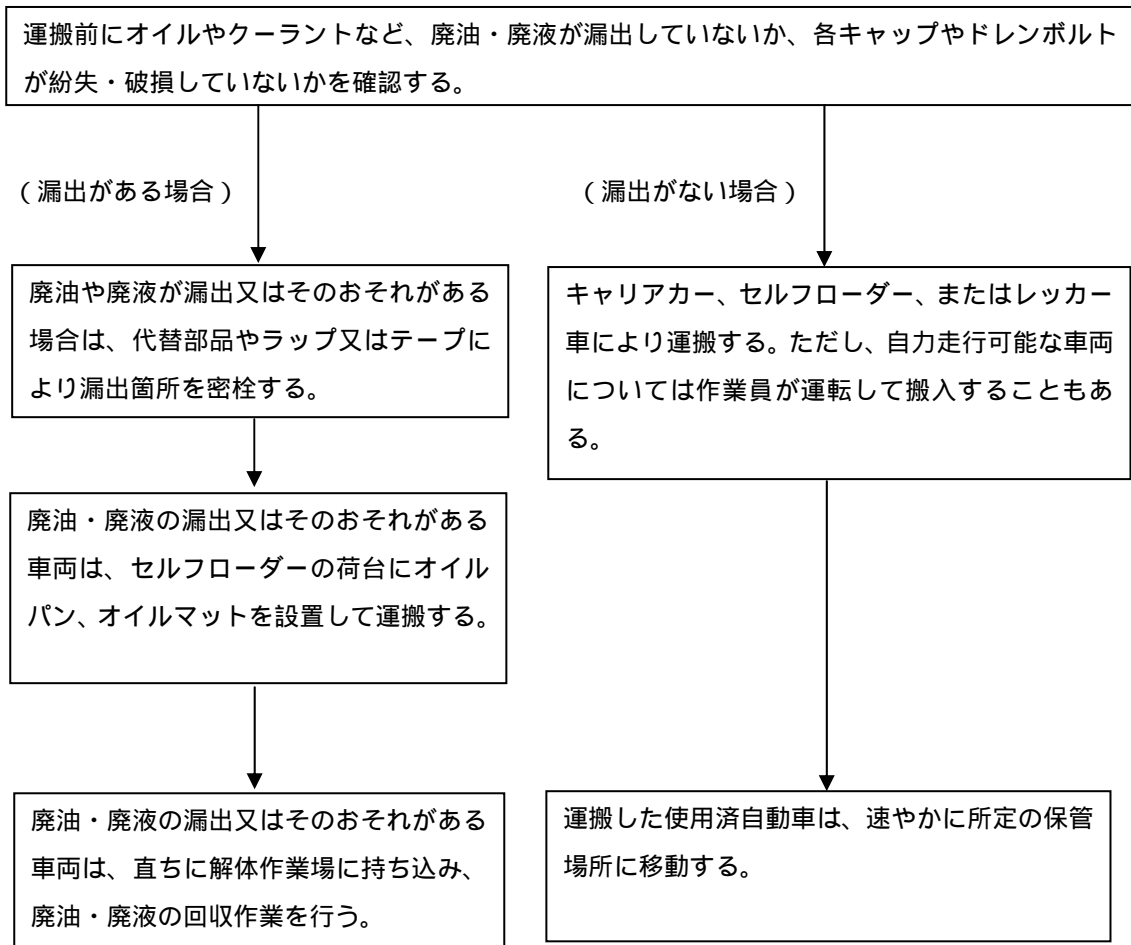
3. 使用済自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬 ●

記載例については P9 参照

- ①使用済自動車の運搬を行うときには、廃棄物処理法に定める収集・運搬の基準に適合した適正な運搬を行うとともに、他者に運搬を委託する場合には、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬業の許可を有する者に委託する必要がある。
- ②ユーザー自ら使用済自動車を持ち込むことが想定されるが、引取業を兼ねている整備事業者であれば、車両の引取りは可能であり、その旨を標準作業書に記載する必要がある。

〔フロー例〕



事故車など、廃油・廃液の漏出が著しいものは、積込み場所において、廃油・廃液の抜き取り作業を行い、運搬中の漏出事故の防止を図る。

運搬方法は、特に限定されていないが、次のような運搬の方法がある。

- ・自力走行可能な車両については、当該車両を運転して運搬する。
- ・キャリアカー、セルフローダーなど車両輸送専用車を使用する。
- ・クレーン付き平ボディのトラックなどを使用する。(車両輸送専用車以外で運搬する場合には、チェーンやベルトなどによりしっかり固定するとともに、積み降ろしの際に衝撃で車両及び事業所の床面等を破損させないように注意する。)
- ・レッカー車での運搬又は牽引による運搬を行う。(廃油・廃液の漏出及びそのおそれがない場合に限る。)

③収集運搬基準等の遵守

一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬の基準^{*}に適合した適正な運搬を行う必要がある。

一般廃棄物・産業廃棄物の収集・運搬の基準（廃掃法施行令第3条および第6条）

- 1 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- 2 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器は、廃棄物が飛散・流出、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。

- ・具体的には、クーラントやオイルのキャップ、各部位のドレンボルトの有無及び破損状況、その他の箇所からの廃油・廃液等の漏出状況を確認し、漏出のおそれがある場合には、ラップやシール材による密封など漏出防止措置を講ずる必要がある。
- ・上記措置を施しても、まだ廃油・廃液等が漏出する恐れがある場合には、床面から液体が漏れることのない荷台の車両輸送車を使用することや、漏出箇所の下に吸着マットやオイルパンなどを敷いて漏出防止措置を講じて運搬する必要がある。（床面の一部が網状になっている荷台や、タイヤレーンが剥き出しになった荷台の車両輸送車で運搬は好ましくない。）事故車など特に破損状態がひどく廃油・廃液の漏出が著しいものについては、積込場所において廃油・廃液の抜き取りを行うなどの対応が考えられる。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 ●

記載例については P9 参照

- ・他者に使用済自動車の運搬を委託する場合、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の収集・運搬業（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している自治体の許可が必要）の許可を有するものに委託する必要がある。
- ・この際、廃掃法のマニフェストの交付は不要であるが、産業廃棄物である使用済自動車の場合は、委託契約が必要となる。
この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第6条の2（委託基準）及び同施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書面）並びに同8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）の定めに従って行う必要がある。また、この契約書は契約の終了の日から5年間保存しておく必要がある。

< 事業者の産業廃棄物の運搬等の委託の基準 >

1. 受託者が廃棄物収集運搬業の許可（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している自治体の許可が必要）を有していること。
2. 受託者が産業廃棄物収集運搬業者である場合、事業の範囲に金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類が含まれていること。
3. 次に掲げる事項を含む委託契約を書面により行うこと。

委託する産業廃棄物の種類及び数量

産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

委託契約の有効期間

委託者が受託者に支払う料金

受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって、かつ、委託しようとする産業廃棄物はその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面（許可証の写し等）

受託者が積替・保管を行う場合、その場所の所在地、保管できる種類及び保管上限

受託者が積替・保管を行う場合、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

適正な処理のために必要な事項

イ) 廃棄物の性状、荷姿に関する事項

ロ) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項

ハ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項

ニ) その他注意すべき事項

受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

契約解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

4. 運搬車、運搬容器は、廃棄物が飛散・流出、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。

4. 使用済自動車の保管

(1) 保管場所の範囲の明確化●

記載例については P10 参照

- ① 無秩序に使用済自動車、解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
 - ・解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
- ② 囲いの範囲と使用済自動車や解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。

- ③事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が使用済自動車や解体自動車の保管場所である場合には、例えば以下のような様々な対応が考えられる。
- ・地面に白線等を引いて、その範囲を明確化する。
 - ・許可申請の際に提出する図面や、標準作業書でその範囲を明確にする。
 - ・保管場所の境界にカラーコーンを置く。
 - ・ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
- ④囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入りに施錠等が可能なものとする。
- ⑤事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

整備工場における保管場所

- ・認証基準に規定されている車両置場を、解体業の使用済自動車及び解体自動車の保管場所と兼ねることは、整備事業の許可基準上禁止されていることから、車両置場以外の場所を保管場所として用意することが必要である。
- ・ただし、仮に、認証基準で定める必要面積以上の車両置場を保有している場合には、必要面積の車両置場を確保したうえで、それ以外の場所を解体業の保管場所として使用することは問題ないが、この場合であっても、当該保管場所の範囲を明確にすることが必要である。

使用済自動車を引き取ってその都度解体する場合

- ・認証基準に規定されている屋内作業場(車両整備作業場、部品整備作業場及び点検作業場)を、解体業の使用済自動車及び解体自動車の保管場所と兼ねることは、整備事業の許可基準上禁止されていることから、使用済自動車を引き取ってその都度解体する場合であっても、別途、屋内作業場以外の場所を一時保管場所として用意することが必要である。
- ・ただし、仮に、認証基準で定める必要面積以上の屋内作業場を保有している場合には、必要面積の屋内作業場を確保したうえで、それ以外の場所を解体業の一時保管場所として使用することは問題ないが、この場合には、認証申請時に提出した屋内作業場の面積等に変更を生じることとなるので、国土交通省に対し変更届をする必要がある。

床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車を保管する場合

- ・保管場所の床面が鉄筋コンクリート構造で、油水分離装置とそれに接続する排水溝が設置されていることが原則であるが、廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車(老朽化した使用済自動車、事故にあった使用済自動車など)であっても、廃油・廃液の回収を確実にを行い、漏出しないよう処置すればこれらの構造を有していない保管場所でも可能である。
- ・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。

- ・あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。
- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリート舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

保管場所の床面の厚さが15cm以下の場合

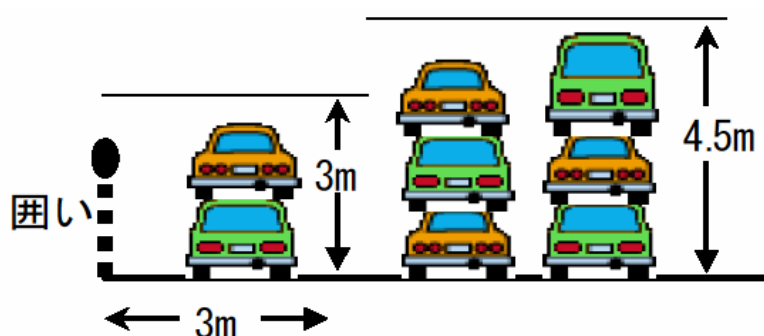
- ・鉄筋コンクリート舗装の厚さが15cm以上あり、適切な配筋を備えていれば、一般に構内舗装においては十分な強度を持つと考えられるが、これに満たない場合は、保守点検を確実にし、ひび割れ等が発見された場合は直ちに補修する、鉄板を敷く等の対応により、廃油・廃液の地下浸透がおきないように措置する旨を、標準作業書に記載する。

(2) 保管の方法 ●

記載例についてはP10参照

① 保管の高さ、保管量の上限

- ・使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。
- ・使用済自動車の保管の高さは、屋外においては、囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする必要がある。また、大型自動車にあつては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。
- ・ラックを設ける場合にあつて、保管する使用済自動車の荷重に対して構造耐力上安全であり、適切に積み降ろしができるものにあつては、高さの制限はこの限りではない。



- ・保管量の上限は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要がある。

②使用済自動車は適正に保管すること。

- ・使用済自動車を積み重ねて保管する場合にあっては、各自動車の重心がほぼ重なり、落下することのないよう積み重ねる。自動車をうまく組み合わせて隙間のないように積み重ねるなど、適正に積み重ねることとする。
- ・使用済自動車、未プレス解体自動車の保管にあたっては、他の廃棄物を混入しないこと。
- ・平成16年12月31日以前に引取った使用済自動車は現行の廃棄物処理法及びフロン回収破壊法にそって処理をし、平成17年1月1日以降に引取った使用済自動車はリサイクル法にそって処理を行うことから各使用済自動車は分けて保管すること。また、平成16年12月31日以前に引き取った使用済自動車は、早急に処理すること。



〔重心がほぼ重なるような積み方の例〕



〔乱雑で不適正な積み方の例〕

5. 廃油及び廃液の回収・事業所からの流失の防止及び保管の方法

解体作業場

使用済自動車からの燃料を含めた廃油、廃液の回収は、解体作業場(整備作業場)で行うことが想定されるが、解体作業場に対する留意点は次のとおりである。

- ①燃料を解体作業場(整備作業場)以外の場所で抜き取る場合には、燃料の地下浸透及び外部流失を防止するため、床面の鉄筋コンクリート舗装等の措置、ためます等の装置の設置及びこれに接続された排水溝の設置が必要となる。
- ②使用済自動車から廃油(燃料を除く)及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、回収装置は不要である。
- ③廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリート舗装等の措置が必要であるが、整備工場の屋内作業場の床面は、認証基準に基づき平滑に舗装されていることから廃油、廃液の地下浸透の防止措置は原則として対応済みと考えられる。
- ④廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、設置されていなくてもよい。

- ⑤雨水にともなって廃油、廃液が流出しないように屋根、覆いその他雨水が床面にかからないようにするための設備が必要であるが、整備工場は認証基準で屋内作業場を有することになっていることから、屋根等の設置は対応済みと考えられる。
- ⑥床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ⑦必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないよう、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- ⑧「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
- ・横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること
 - ・周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること
- また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
- ・万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
 - ・解体作業場の清掃に水を用いないこと
- 等が示されている場合が考えられる。
- ⑨油水分離装置は、流出する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- ⑩油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準(国土交通省官庁営繕部監修)」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- ⑪油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行なうことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行なうことが必要である。

(1) 廃油及び廃液の回収・保管の方法 ●

記載例についてはP11参照

- ①燃料採取場所及び保管場所を明示すること

(2) 燃料(ガソリン、軽油)の回収・保管・処理の方法 ●

記載例についてはP11参照

- ①解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行なうためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行なうことが必要である。
- ②記載例のほかに、燃料タンクの下からヤリやドリルを使用して穴を開け燃料を回収する方法や、燃料タンクを取り外して缶に燃料を受け取る方法等もあるので、手法に応じて記載すること。
- ③ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。

- ④排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ⑤抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化(再利用を含む)又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ⑥消防法では、指定数量(ガソリン200リットル以上、軽油1,000リットル以上、エンジンオイル等6,000リットル以上)回収・保管・処理する場合は、市町村長の許可が必要である。また、市町村の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物の保管について、届出や技術基準が定められていることが一般的であるので留意すること。

消防法に基づく石油類の種類と指定数量	
第一石油類(引火点21以下)	200リットル(ガソリン等・引火点-40)
第二石油類(21~70)	1000リットル(軽油等・引火点45以下)
第三石油類(70~200)	2000リットル(重油等)
第四石油類(200以上)	6000リットル(ギヤ油、潤滑油等)
上記の石油類は同法で保管容器(金属製の容器等)の指定がある。	

(3) 各種オイル(フルード)の回収・保管・処理の方法 ●

記載例についてはP11参照

- ①ブレーキ、クラッチ、パワステに関しては、これら进行操作しながら回収を行うことが望ましい。
- ②廃油・廃液を回収し、再資源化を自ら行うか、又は再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。
- ③抜き取り装置の購入、又は、抜き取り装置がなくても手作業で抜き取ることで対応が可能である。

(4) 廃油及び廃液の処理 ●

記載例についてはP12参照

- ①産業廃棄物の引き渡しに先立ち、各処理業者と委託契約を締結する。
- ②産業廃棄物の引き渡しにあたっては、マニフェストを発行し廃棄物処理法に従い適正に運用する。

6. 油水分離槽及びためます等管理の方法

(1) 油水分離槽の管理 ●

記載例についてはP13参照

- ①油水分離装置からの廃油の回収については、連続式の回収装置や吸引による回収などが挙げられる。

(2) ためますの管理 ●

記載例についてはP13参照

- ①油水分離槽が流入する汚水の量や、水質に応じた十分な能力を有する場合は必ずしもためますは必要ない。

7. 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理の方法、部品・材料その他有用なものの保管の方法

解体業者による再資源化に関する基準（規則第9条）

部品、材料その他有用なものを回収することができる認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

使用済自動車から鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

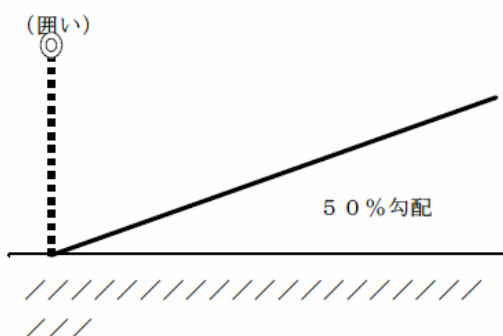
技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

前二号の規定により回収した部品、材料その他有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間）適正に保管するよう努めること。

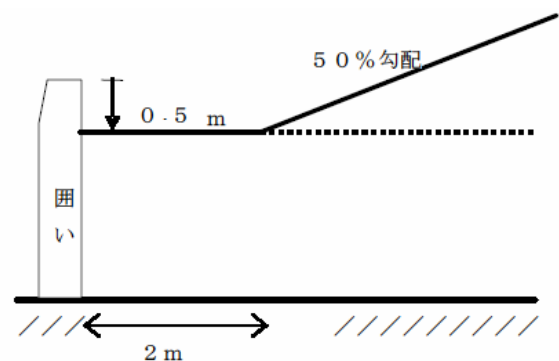
産業廃棄物の保管基準

- 周囲に囲いが設けられていること。
- 掲示板を掲示すること。
 - ・大きさは縦、横それぞれ60cm 以上
 - ・産業廃棄物保管場所の記述
 - ・保管する産業廃棄物（金属くず、廃プラスチック類等）の種類
 - ・保管場所の管理者の氏名名称
 - ・保管高さの最大値（屋外の場合）
- 保管の場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透せず、並びに悪臭が発散しないこと。
- ねずみ、蚊、ハエ等の衛生害虫が発生しないこと。
- 屋外に保管する場合にあつては以下の高さ基準を遵守すること。

（囲いに接しない場合）



（囲いに接する場合）



(1) バッテリー(鉛蓄電池)の回収・保管 ●

記載例については P14 参照

① バッテリー(鉛蓄電池)を回収し、再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。

(2) 廃タイヤの回収・保管・処理 ●

記載例については P14 参照

① タイヤを回収し、委託契約を締結した産業廃棄物処理業者に引き渡すこと。

② 産業廃棄物の引き渡しにあたっては、マニフェストを発行し廃棄物処理法に従い適正に運用する。

③ 大量に保管すると、火災予防上問題となるケースがあるので、適正保管量を超えないようにすること。

④ タイヤを屋外に保管する場合、水が貯まることによりボウフラが発生し、蚊等の発生源となる場合があるので、水が溜まらない工夫(シートで覆いをする、時おり水を捨てて積み替える、薬剤を定期的に散布する等)を図る必要がある。

(3) エアバッグ類の回収・保管・処理 ●

記載例については P15 参照

① 車上作動処理で、近隣に住宅がある場合は、住宅から離れた建屋内で行う、夜間は作業を行わない等の音に配慮した措置を記載すること。

② エアバッグの引渡義務の履行について記載すること。

(4) 有用部品等の回収・保管 ●

記載例については P15 参照

取り外した部品を保管するための設備

・ 認証基準に規定されている屋内作業場(車両整備作業場、部品整備作業場及び点検作業場)を、解体業の部品保管場所と兼ねることは、整備事業の許可基準上禁止されていることから、別途、屋内作業場以外の場所を部品保管場所として用意することが必要である。

・ ただし、仮に、認証基準で定める必要面積以上の屋内作業場を保有している場合には、必要面積の屋内作業場を確保したうえで、それ以外の場所を解体業の部品保管場所として使用することは問題ないが、この場合には、認証申請時に提出した屋内作業場の面積等に変更を生じることとなるので、国土交通省に対し変更届をする必要がある。

[取り外し部品例]

区分	部品名	取扱い例
外装	フロントバンパ、フェンダーパネル、ヘッドランプ、コーナールンプ、コーナーパネル、キャビン、フロントドア、リヤドア、サイドミラー、リヤバンパー、トランクパネル、リヤスポイラ、テールランプ、バックドア、ドアガラスなど	廃油・廃液の漏出の可能性小。ランプ類は屋内保管の必要あり。
エンジン類	エンジン、キャブレター、ターボチャージャー、スーパーチャージャー、インジェクションポンプ、シリンダヘッド、ディストリビュータ、エアコンプレッサ、ラジエータ、インタークーラー、フューエルポンプ、マフラー、触媒など	廃油・廃液の漏出の可能性大。
ミッション	ミッション、トルクコンバータ、PTO、LSD、プロペラシャフトなど	廃油・廃液の漏出の可能性大。
走行関係	デフ、デフフォーシングケース、リヤシャフト、ドライブシャフト、ABSアクチュエータ、PSギアボックス、PSポンプなど	廃油・廃液の漏出の可能性大。
懸架	ストラット、リーフスプリング、メンバー、ロアーアーム、アッパーアーム、スイングアーム、アクスルアームなど	廃油・廃液の漏出の可能性小。
電装	セルモータ、オルタネータ、エアフロメータ、コンデンサ、コンプレッサ、エバポレータ、スピードメータ、タコグラフ、エアコンパネル、オートアンテナ、カーコンポ、各種コンピュータなど	廃油・廃液の漏出の可能性小。屋内保管の必要あり。
内装	ステアリングホイール、インストルメントパネル、シート、エアバッグなど	廃油・廃液の漏出の可能性小。

■電装品及び廃油が付着している可能性の高いミッションやエンジン部分については、屋外に放置することがないように注意する。廃油、廃液や鉛等の有害物質が付着している可能性のないものについては、必ずしもこの限りではない。

廃油・廃液の漏出防止措置

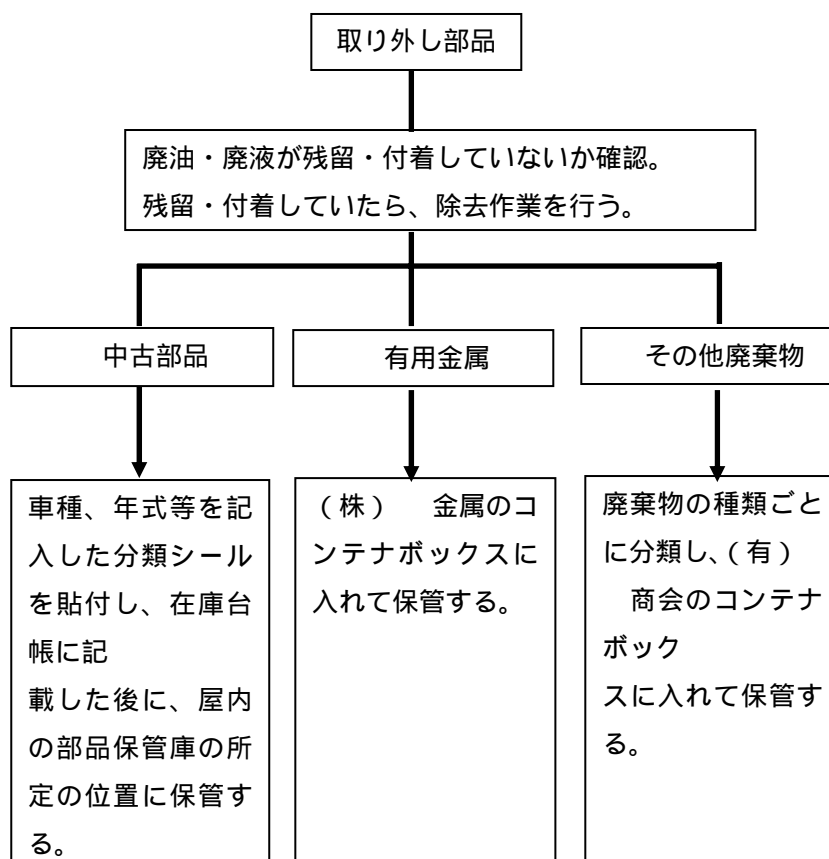
使用済自動車等から分離した部品等の保管については、残留又は付着している廃油・廃液が流出しないよう措置を講じる必要がある。

例えば、以下のように行う。

- まず、廃油・廃液が残留又は付着している部品とその他のものを区分する。また、①商品となるもの、②有価物として金属回収業者等に引き渡すもの、③その他廃棄物に分ける。

- ①～②に該当するもののうち廃油・廃液が残留している部品は、鉄筋コンクリート舗装の床など漏出対策の整った場所において廃油・廃液を完全に抜き取り、オイルキャップやドレンボルトなど開口部を確実にふさいだ上で、部品の表面に付着した油分等をウエスなどで拭き取る。必要に応じ、部品をビニールシートなどで包むことも有効である。

〔部品の回収フロー例〕

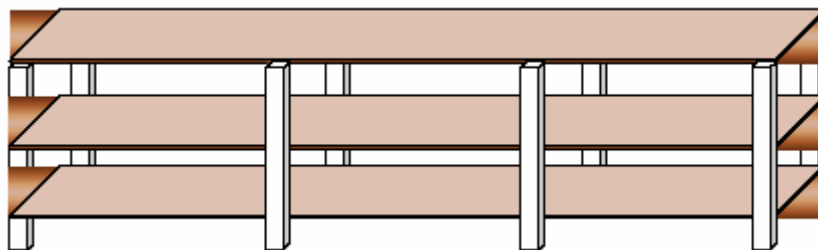


部品等の保管の方法

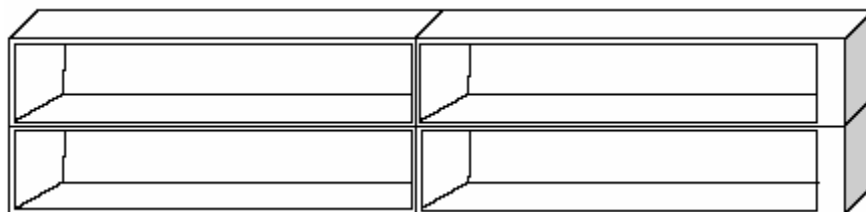
- 保管の方法については、専用ラックへの配架が望ましい。部品どうしを積み重ねると破損し残留廃油・廃液の漏出の原因ともなるので注意を要する。
- ラックは、保管する部品の重量及び地震等にも十分耐え得る素材と構造を有したものとする必要がある。また、ラックの構造耐力、場内搬送機器の能力を勘案したラックの高さ、保管量を決定する必要がある。さらに、支柱を支える床面は、破損、ひび割れ等が生じないよう支柱にかかる荷重に十分耐える強度が必要である。

- ラック以外では、鋼製ボックスやワイヤーボックスの積み重ねるという方法もあるが、崩落等が発生しないようボックスどうしをフック、爪等により固定できる構造とする必要がある。
- 不透水性の床面及び屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備がある場合でも、部品から廃油・廃液を除去することが重要である。また、これら施設がない場合には、廃油・廃液の除去の方法等を「標準作業書」に明記する必要がある。

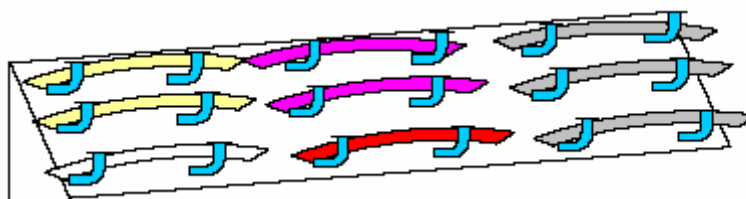
(鋼製ラック)



(コンテナボックス)



(フック等の活用)



(5) その他 ●

記載例についてはP16参照

- LPGボンベ等、他に取外すものがあればそれについても記載する。車載用LPGボンベは高圧ガス保安法第25条の規定(高圧ガスの廃棄の場合は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない)に従って、廃棄することが必要である。
- 産業廃棄物の引き渡しに先立ち、各処理業者と委託契約を締結する。
- 産業廃棄物の引き渡しにあたっては、マニフェストを発行し廃棄物処理法に従い適正に運用する。

(6) 一部の廃棄物を自ら処理する場合 ●

記載例についてはP16参照

○産業廃棄物処理基準に従い自ら処分を行う場合(自社処分)として、次のような廃棄物処理があるが、焼却については、野焼きや簡易な焼却炉による焼却行為は禁止されていることに注意が必要。

- ・廃油の焼却
- ・廃プラスチック類の焼却(シュレッダーダストではないもの)
- ・木くずの焼却
- ・廃エンジンの焼却(金属溶解によるアルミニウム地金製造)
- ・ウエスの焼却

8. 解体作業の用に供する施設の保守点検の方法

(1) 保守点検計画 ●

記載例についてはP16参照

自動車解体に使用する施設、機器等については、定期的に検査・点検し、常時適正な状態を保つ必要がある。そのため、次に例示するような保有する施設、機器等の機能、作業場ごとの環境を考慮して、保守点検計画を策定するとともに、責任者を定め、当該計画に則った点検・保守作業を行う必要がある。

① 囲い等

囲いに破損箇所がないかどうか、施錠は確実に行われるかどうかを定期的に確認する必要がある。

② 床面

鉄筋コンクリート構造の床面といえども破損、ひび割れがあれば、廃油・廃液の地下浸透を起こす可能性があるため、毎日始業前に点検する必要がある。

床面の清掃には、なるべく水を用いることなく、油分等を確認したらウエスやモップで拭き取ることを基本とする。

鉄板を敷いた床の場合は、廃油等の漏出箇所危険箇所に的確に敷設されているかどうか、鉄板の変形により場外へ流出するおそれが生じていないか、溶接箇所に隙間が生じていないかどうかを確認する。

③ 油水分離槽

槽内に溜まったピット汚泥は、定期的に除去し、産業廃棄物の汚泥処理の許可業者に委託して処分する必要がある。

また、大雨が予想される場合には、槽内の廃油・沈殿物をドラム缶などに移し変え、雨水によって沈殿物が場外に流出することを防ぐ必要がある。

④ 排水溝

継ぎ目部分から漏出がないかどうか、その他破損箇所がないかどうか定期的に確認するとともに、ごみや部品等が排水路をふさがないように点検・清掃に心掛ける必要がある。

⑤ ためます

ためますは、廃油・廃液が漏出した際に、そのまま場外に流れ出さないよう一時的に滞留させる装置であり、漏出時に直ちに回収を行わなければ効果がないもので、通常ためますに排

水・廃液等が溜まった状態になることはない。排水・廃液等の貯留を確認したら直ちに撤去・回収することとし、降雨時には事前にます内を確認し、空の状態にしておく必要がある。

⑥保管場所、解体場所、油採取場所

屋根・覆い及び壁などの破損について定期的に確認する必要がある。使用済トラックのコンテナや幌付き荷台を活用している場合は、雨漏り等が生じていないかどうか、床面に廃油・廃液が付着していないかどうか確認し、施設の構造的なチェックとともに、保管している分離部品からの廃油・廃液の漏出状況を定期的に確認しておく必要がある。

また、保管用のラック、ボックスの破損、変形等を定期的に検査し、破強度・構造に応じた使用法が遵守されているかどうか確認する必要がある。

(2) 事故時の対応 ●

記載例については P17 参照

警察、消防への通報をはじめ、事業場内での緊急連絡体制を予め決めておく必要がある。

貯油施設等(タンク等)がある場合、水質汚濁防止法に基づき、事故時の措置を都道府県知事等に報告する必要がある。

9. 火災予防上の措置

(1) 危険物への対応 ●

記載例については P17 参照

①危険物(ガソリン、軽油、エンジンオイル等含む)は扱っている数量に関係なく、消防法及び市町村の制定する火災予防条例の規制を受けるものである。

ガソリン、軽油、廃油について採取、保管を行わない場合は、その旨を記載する。

消防法による規制(抜粋)

1 回収した燃料(ガソリン)

200ℓ以上のガソリンを貯蔵、取扱いをする場合は消防法による許可を取得する。

40ℓ以上200ℓ未満のガソリンを貯蔵、取扱いをする場合は各市町村が定める火災予防条例による届出を行う。

40ℓ未満の貯蔵、取扱いをする場合は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を遵守する。

2 回収した燃料類(軽油)

1,000ℓ以上の軽油を貯蔵、取扱いをする場合は消防法による許可を取得する。

200ℓ以上1,000ℓ未満の軽油を貯蔵、取扱いをする場合は各市町村が定める火災予防条例による届出を行う。

200ℓ未満の貯蔵、取扱いをする場合は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を遵守する。

3 回収した廃油(エンジンオイル等)

6,000ℓ以上の廃油を貯蔵、取扱いをする場合は消防法による許可を取得する。

1,200ℓ以上6,000ℓ未満の廃油を貯蔵、取扱いをする場合は各市町村が定める火災予防条例による届出を行う。

1,200ℓ未満の貯蔵、取扱いをする場合は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準を遵守する。

②管理者の選任

- ・消防法第13条第1項(危険物の規制に関する政令第31条の2)に危険物保安監督者を定めなければならない製造所等が定められている。
- ・法に定める以外の施設等においても管理責任を明確にするために管理者を選任することが望ましい。

③消火器の設置場所、本数等

- ・消火設備については、危険物の規制に関する政令第20条別表第5により定められている。
(消火器の位置や本数については消防署に確認のこと)

④危険物の貯蔵、取扱い

指定数量未満の危険物の貯蔵所、取扱いの基準

- 自動車の解体等の溶断作業等は、可燃性の物品(ガソリン、軽油、エンジンオイル等含む)の付近において行わない。
- 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行なう。
- 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙しない。
- 貯蔵、取扱い場所においてはみだりに火気を使用しない。
- 貯蔵、取扱い場所は常に整理、清掃を行い、みだりに空箱その他不用物を置かない。
- 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しない措置を講ずる。
- 容器に貯蔵し、又は取扱うときは、その容器は当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものを使用する。
- 危険物を収容した容器はみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な取扱いはしない。
- 危険物を収容した容器は地震等により、容易に転落、転倒又は他の落下物により損傷を受けないように措置を講ずる。

(2) 高圧ガス保安法への対応 ●

記載例についてはP17参照

- 解体業、破砕業において溶断を行う場合は可燃性ガスである、アセチレン、プロパン、ブタン、天然ガスと酸素が溶断機として使用される。
- 高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第18条の「貯蔵の方法に係る技術上基準」が適用され、ボンベで保管する場合は同規則同条第2項の「容器による貯蔵の基準」が適用される。
- 貯蔵の方法に係る技術上基準
 - ・アセチレン等可燃性ガスは通風の良い場所です。
 - ・貯蔵は車両に固定又は積載した状態では行わない。
 - ・充填容器等は充填容器及び残ガス容器と区分して容器置場に置く。
 - ・アセチレン等可燃性ガスと酸素の容器はそれぞれ区分して容器置場に置く。
 - ・容器置場には計量器等作業に必要なもの以外は置かない。
 - ・容器置場の周囲2メートル以内においては火気の使用を禁じ、かつ引火生かつ発火性のものを置かない。

- ・充填容器等は常に40℃以下に保つ。
- ・充填容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしない。
- ・アセチレン等可燃性ガスの容器置場には携帯電灯以外の燈火を携えて立入らない。

○消費の技術上基準

- ・充填容器等のバルブは静かに開閉すること。
- ・充填容器等には転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な扱いをしない。
- ・充填容器等には湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずる。
- ・消費設備に設けたバルブ、コックには作業員が適切に操作することが出来る措置を講ずる。
- ・消費設備に設けたバルブを操作する場合は材質、構造、状態を勘案して過大な力を加えない措置を講ずる。
- ・アセチレン等可燃性ガスの消費は通風の良い場所で、かつ、容器を40℃以下に保つ。
- ・可燃性ガス又は酸素の消費する設備から5メートル以内においては喫煙及び火気の使用を禁じ引火性又は発火性の物を置かない。
- ・可燃性ガス及び酸素の消費施設にはその規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設ける。
- ・熱切断用のアセチレンガスの消費は逆火、漏洩、爆発等による災害を防止する措置を講ずる。
- ・熱切断用の天然ガスの消費は漏洩、爆発等による災害を防止する措置を講ずる。
- ・酸素の消費はバルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性のものを除去した後に行う。
- ・可燃性ガス又は酸素の消費設備を修理するときは、危険を防止する措置を講ずる。
- ・修理が終了したときは当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費しない。
- ・高圧ガスの消費は使用開始時及び使用終了時に異常の有無を点検する他、1日に1回以上作動状況について点検し、異常のある時は当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講ずる。

○溶断に使用されるアセチレン等の可燃性ガスや酸素については高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則第60条の「その他消費に係る技術上基準」が適用される。

○特に高圧ガスの事故においてはアセチレンの逆火による事故が発生することが多く、逆火防止装置の装着は重要である。

○タクシーの解体など、LPGボンベを扱う場合においても、上記と同様の取扱が必要。

(3) 労働安全衛生法への対応 ●

記載例についてはP17参照

- 労働安全衛生法第14条(施行令第6条第2項)にアセチレン溶接装置を用いた溶断作業には作業主任者を選任すべき旨が規定されている。
- 高圧ガス保安法と同様に逆火防止のため、安全装置の設置が義務化されている。
- アセチレン溶接装置を用いて金属の溶断の作業をするときはゲージ圧力130キロパスカルを超えるアセチレンを発生させない。

(4) 緊急通報体制 ●

記載例についてはP18参照

- 緊急連絡体制図を事業所の危険物や高圧ガスを使用する場所や事務所の見やすい場所に掲げ、従業員に周知徹底することが必要である。
- 出来れば、関係機関と調整し、通報訓練を実施することが望ましい。

(5) 従業員への周知・教育・訓練 ●

記載例についてはP18参照

- 火災予防上の措置については、事業所ごとに従業員に周知徹底させることが必要である。
- 緊急時の対応訓練をできれば年1回程度実施することが望ましい。

10. 解体自動車の保管の方法

(1) 保管場所の範囲の明確化 ●

記載例についてはP19参照

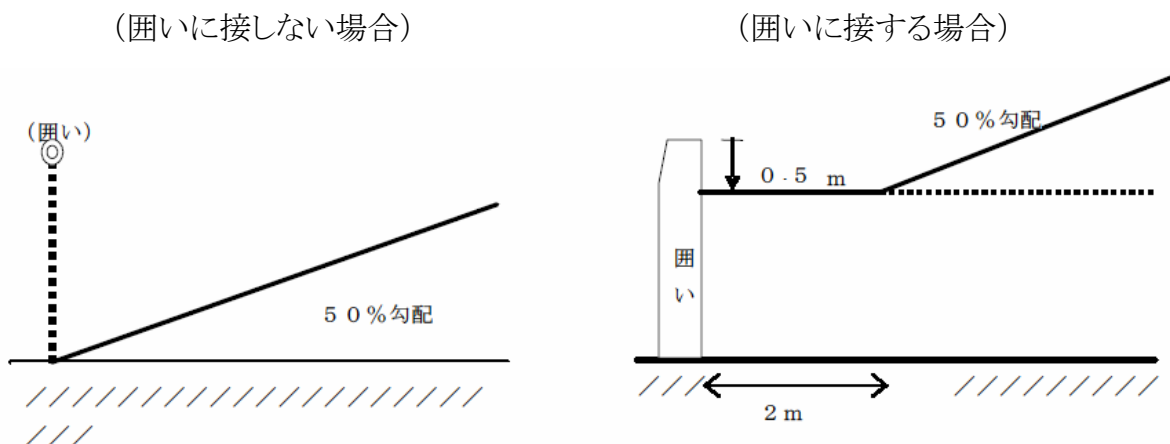
- ①無秩序に解体自動車が保管され、いわゆる野積み状態となってしまうことを避けるために、保管の範囲が明確であることを求めるものである。
- ②囲いの範囲と解体自動車の保管場所の範囲が一致する場合は、当該囲いをもって保管場所の範囲が明確といえる。
- ③事業所全体が囲いで囲まれており、その一部が解体自動車の保管場所である場合には、例えば以下のような様々な対応が考えられる。
 - 許可申請の際に提出する図面や、標準作業書でその範囲を明確にする。
 - 保管場所の境界にカラーコーンを置く。
 - ロープ等の目印となるものを地面に固定する。
 - 地面に白線等を引いて、その範囲を明確化する。
- ④なお、整備工場における解体自動車の保管場所にも、使用済自動車の保管場所と同様の基準が適用されることになっている。

(2) 保管の方法 ●

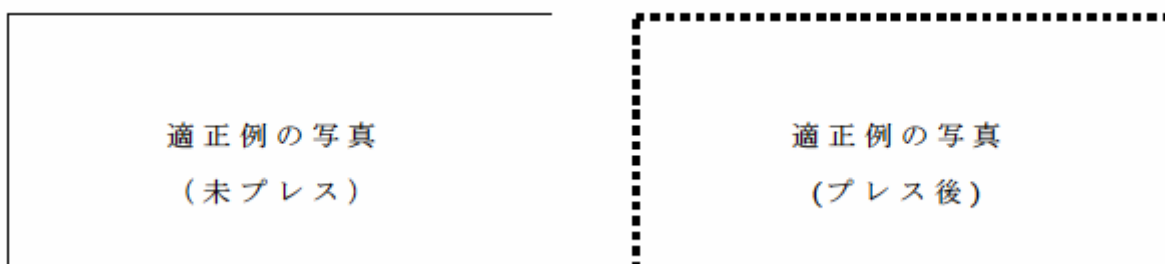
記載例についてはP19参照

- ①解体自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなる。
 - 圧縮していない解体自動車の保管の高さは、屋外において、囲いから3m以内は、高さ3m以下)まで、その内側では高さ4.5m以下までとする必要がある。大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが、原則平積みとする。

○圧縮(重機によるプレス、ソフトプレス、Aプレス、サイコロプレス等)した解体自動車を屋外で保管する場合にあつては、以下の高さを遵守する。



②解体自動車の保管にあつては、使用済自動車以外の他の廃棄物を混入しないこと。



11. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬 ●

記載例についてはP19参照

■運搬時の注意事項

- バッテリー(鉛蓄電池)、タイヤ、廃油・廃液及び室内蛍光灯の回収が行われていることを確認する。
- 解体自動車に一般ごみなどの異物が混入している場合は破砕業者に引取りを拒否される正当な理由となる。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託 ●

記載例についてはP20参照

- 解体自動車の運搬を他者に委託する場合、前掲の使用済自動車の運搬と同様に廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の収集・運搬業の許可(積む場所、降ろす場所それぞれを所管している行政の許可が必要)を有するものに委託する必要があり、廃掃法上のマニフェストは不要であるが、委託契約は必要である。